

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求及び法25条2項の規定に基づく各保護変更決定処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、2019年（平成31年）1月17日付けの通知書（以下「本件処分通知書1」という。）で行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分1」という。）、同月9日付けの通知書（以下「本件処分通知書2」という。）で行った法25条2項の規定に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分2」という。）及び同日付けの通知書（以下「本件処分通知書3」といい、本件処分通知書1及び本件処分通知書2と併せて、以下「本件各処分通知書」という。）で行った法25条2項の規定に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分3」といい、本件処分1及び本件処分2と併せて、以下「本件各処分」という。）について、それぞれの取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね、次のことから、本件各処分はいずれも違

法又は不当である旨を主張している。

支給済保護費返還決定書に必要経費等控除額が零円、返還免除額も零円と全く認められておらず不服です。自立更生のための費用や社会復帰のための費用、転居費、転居に伴う交通費・宿泊費や電気製品、家具等諸経費、告訴に関する経費等を認めていただきたい。

第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求はいずれも理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和2年 5月 8日	諮問
令和2年 8月 7日	審議（第45回第2部会）
令和2年 8月19日	審議（第46回第2部会）

第6 審理員の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性及び保護の基準について

法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

また、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その

者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしている。

そして、法25条2項によれば、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とするとき認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされている。

(2) 収入認定及び資力の発生時期について

ア 次官通知

地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。）第8・2によれば、収入の認定は、月額によることとし、この場合において、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により、適正に認定することとされ、同3・(2)・ア・(ア)によれば、保護における収入認定に当たっては、保護の実施機関は、恩給、年金、失業保険その他の公の給付については、その実際の受給額を収入として認定することとされている。

イ 局長通知

地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）第8・1・(4)・アによれば、厚生年金保険法、国民年金法等による給付で、1年以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次の受給月の前月までの各月に分割して収入認定することとされている。

ウ 問答集

「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13-6の（答(1)）によれば、既往分の年金が一括して支給された場合について、年金受給権が生じた日から法63条の返還額決定の対象となる資力が発生したものとして取り扱うこととされている。

また、問13-2の（答）によれば、収入の増加が事後になって明らかになり、扶助費の額を遡及的に保護変更処分により減額変更する必要がある場合でも、行政処分の安定性の要請等から、遡及変更の限度は3か月程度と考えられるべきであるとされている。

なお、問答集は、生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにするものであり、実務の適切な遂行に資するものとして、その内容も妥当なものであると認められる。

(3) 費用返還義務について

ア 法63条によれば、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている。

イ 課長通知

「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。）1・(1)によれば、法63条に基づく費用返還の取扱いについて、「法63条に基づく費用返還については、原則、

全額を返還対象とすること」とされているが、「ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない」として、①から⑥までの控除を認めることができる場合（以下「自立更生免除」という。）を挙げている。そのうちの④においては、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額」とされている（なお、問答集問13-5・答(2)も同旨）。

しかし、課長通知1・(2)によれば、遡及して受給した年金に係る自立更生費の控除については、上記の取扱いと異なり、厳格に対応することが求められるとされており、被保護者に対し、「真にやむを得ない理由により控除を認める場合があるが、事前に保護の実施機関に相談することが必要であり、事後の相談は、傷病や疾病などの健康上の理由や災害など本人の責めによらないやむを得ない事由がない限り認められないこと」（課長通知・1・(2)・(7)・③）等について説明しておくこととし、「当該世帯から事前に相談のあった、真にやむを得ない理由により控除する費用については、保護の実施機関として慎重に必要性を検討すること。」（同・(1)）とされている。

また、課長通知1・(2)・(ウ)によれば、遡及受給した年金収入に係る法63条の規定に基づく費用返還の取扱いにおいて、「資力の発生時点は、年金受給権発生日であり、裁定請求日又は年金受給日ではないことに留意すること。」とされている。

2 これを本件についてみると、以下のとおりである。

(1) 法63条の規定の適用及び保護変更決定について

請求人は、処分庁により保護が開始された後に、本件各年金を受給する権利を得ていたことが認められるところ、その場合、本来は裁定請求を行って現実の給付を受けることができるものであるから、法4条1項の規定の趣旨からすれば、当該各年金受給による収入を、最低限度の生活を賄うために活用することを要し、保護は、当該各収入の活用によっても、なお最低限度の生活維持に不足する部分についてのみ実施すべきものである。

ところで、本件各年金については、裁定請求の手續が遅れたため、平成30年12月に至って、本件老齢年金については平成25年8月から平成30年11月までの分が、本件企業年金については平成20年10月から平成30年11月までの分が、一括して請求人に支給されたことが認められる。

そして、当該一括支給のうち、定期支給分として支払われた分について、処分庁は、本件各年金月額を平成30年12月及び平成31年1月の収入として、認定していることが認められ、これらによって保護変更決定処分（本件処分2及び本件処分3）を行ったことが認められる。

また、本件過去分年金額については、処分庁は、法63条の規定が定める「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにも関わらず、保護を受けたとき」に該当するものとして、本件処分1により、当該過大に支給された保護費の範囲で、返還額を決定したものと認められる。

法63条の規定は、被保護者に対して最低限度の生活を保障するという保護の補足性の原則に反して保護費が支給された場合に、支給した保護費の返還を求め、以て生活保護制度の趣旨を全うしようとするもの（東京高等裁判所平成25年4月22

日判決・裁判所ウェブサイト裁判情報掲載) であるから、処分庁が、上記のような経緯により、本件過去分年金額に対して、法63条の規定を適用して本件処分1を行ったことに、違法・不当な点はないといえることができる。

(2) 自立更生免除について

処分庁は、本件処分1にあつて返還金額から控除すべき自立更生免除に係る費用について、請求人から要望を聞き、ケース診断会議を開催して検討した結果に基づいて、自立更生免除に係る費用についての判断を行っているものと認められる。

請求人から要望のあった電子レンジと洗濯機については、老朽化しているのみで、次官通知第7・2に規定する「物資を欠いている」、「緊急やむを得ない」場合には該当しないと判断し、ステンレス製の浴槽については、機能に問題ないことから交換の必要性はないと判断し、また、故障しているエアコンは所有者である〇〇において対応可能であることを確認した上で、処分庁は、自立更生免除を認めないと判断したことが認められる。

この点の処分庁の判断も、違法又は不当な点はないといえることができる。

(3) 本件各処分による返還金額について

ア 本件処分1について

本件処分1による返還金額を決定するに当たって、処分庁は、別紙「返還金額算定表」のとおり、返還金額を算出したことが認められる。すなわち、各返還対象月(平成26年2月から平成30年9月までの各月)において、資力総額が当該各月の支給済保護費を上回る場合は、支給済保護費に相当する額を返還金額とし、資力総額が支給済保護費を下回る場合は、資力総額に相当する額を当該各月の返還金額としてい

ることが認められ、当該各算出の方法は、上記1の法令等の規定に照らして相当であって、また、違算も認められない。

そして、上記(2)のとおり、自立更生免除による費用の控除には該当しないことから、本件過去分年金額の全額を返還額と決定した過程にも、誤りがないことが認められる。

イ 本件処分2及び本件処分3について

老齢年金については2か月ごとに、企業年金については6か月ごとに支給される年金であることから、処分庁はこれらの年金の月額を算定した上で、本件各年金月額について、平成30年12月及び平成31年1月の収入としてそれぞれ認定していることが認められる。その認定方法においては、上記1の法令等の規定に照らして正当であり、また資料を確認したところ、違算もないものと認められる。

(4) 上記(1)ないし(3)のとおり、本件各処分には、違法・不当な点はなく、取り消すべき理由はないものといえることができる。

3 請求人の主張について

請求人は、上記第3のとおり、転居費、告訴に関する経費等を認めていただきたいと主張する。

しかし、本件各処分は、本件各年金の一括支給により、収入認定を行い、また、保護費の返還を求めたことによるものであり、請求人の主張には理由がないといわざるを得ない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行ってきた審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来

別紙（略）